

こんにちは。

今回も人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えします。

【目次】

1. 平成 29 年度最低賃金引上げ額の見通し
2. 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果の公表
3. 高額療養費の変更

■社会保険労務士山口事務所：<http://www.ys-office.co.jp/>

1. 平成 29 年度最低賃金引上げ額の見通し

平成 29 年度の地域別最低賃金改定について答申が取りまとめられました。
引上げ額の全国加重平均は 25 円(昨年度は 24 円)で、最低賃金が時給で決まるよ
うに

なった平成 14 年度年度以降、最高額となります。

全都道府県を A～D の 4 ランクに分けた各ランク毎の引上げ額は以下の通りです。

A ランク(東京、愛知、大阪など)：26 円

B ランク(静岡、京都、広島など)：25 円

C ランク(宮城、石川、福岡など)：24 円

D ランク(青森、愛媛、沖縄など)：22 円

地域別最低賃金は 10 月頃、各都道府県ごとに改定が予定されています。

上記のとおり決定すると、例えば東京では 1 時間あたり 932 円から 958 円へと引き上
げられます。

会社と労働者が最低賃金を下回る賃金額で雇用契約を締結している場合、たとえ労
働者が合意していたとしても法律により無効とされて差額の支払いが生じますので、
新しい最低賃金額が決定したら必ず賃金額を確認しましょう。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000172722.html>

(望月)

2. 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果の公表

先月、厚生労働省は平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までに実施した「長時間労働が疑われる事業場」に対する労働基準監督署による監督指導の実施結果を発表しました。今回はその結果の中でも主に違法な長時間労働が認められた事業場数の内訳を中心にご紹介します。

【監督指導結果の詳細】

1. 「長時間労働が疑われる事業場」の定義

- 月 80 時間を超える時間外・休日労働が行われた疑いのある事業場
- ・ 長時間労働による過労死等に関する労災請求があった事業場

※平成 27 年度は「月 100 時間」が対象でしたが、昨年政府が時間外労働の限度時間を月 80 時間以上で 36 協定を締結している企業を立ち入り調査の対象にしたことに伴い、事業場の調査対象が拡大されました。

2. 監督指導の実施事業場

→ 23,915 事業場

3. 上記2のうち、労働基準関係法令違反が認められた事業場

→ 15,790 事業場(全体の 66%)

※「労働基準関係法令違反」とは、違法な時間外労働の他、残業代未払いや健康障害防止措置が行われていないものをいいます。

4. 上記2のうち、違法な時間外労働が認められた事業場

→ 10,272 事業場(全体の 43%)

※「違法な時間外労働」とは、ここでは 36 協定が未締結のまま時間外労働を行わせているもの、または 36 協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせているものをいいます。

5. 上記4のうち、月 80 時間を超えると認められた事業場

→ 7,890 事業場(4の 76.8%)

6. 上記1のうち、健康障害防止措置のための指導票を交付した事業場

→ 20,515 事業場(全体の 85.8%)

※「健康障害防止措置」とは、ここでは衛生委員会が設置されていないものや、1 か月 100 時間を超えて時間外労働等を行った労働者から、医師による面接指導の申し

出があったのにもかかわらず、それを行っていないもの等をいいます。

以上になります。全体として、3に見られるように監督指導を実施した事業場の中で実に7割近くが何らかの労働基準法等の違反が認められていること、また4にみられるように半数近くが違法な時間外労働を行っているのが現状です。政府が掲げている「働き方改革」の名の下に、今後労働時間削減に向けて各企業に対し様々な取り組み等を行って来ると思いますので、36協定の時間外労働の限度時間や労働時間の適正な把握等、今一度見直してみるのはいかがでしょうか。

今回の記事に関する厚生労働省のHP

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000172536.html>

(岩瀬)

3. 高額療養費の変更

平成29年8月から、70歳以上の健康保険高額療養費の上限が上がります。

高額療養費とは、1か月ごとにかかった医療費が高額になり、一定の金額(自己負担限度額)を超えた場合、超えた分が還付される制度です。

自己負担限度額は70歳未満の場合と70歳以上の場合の2つに分けられ、さらに被保険者の収入等の状況に応じて区分されています。

70歳以上の自己負担限度額の3つの区分と変更内容は、下記の通りとなります。

<外来の場合の自己負担限度額>

1. 標準報酬月額28万円以上(高齢受給者証の負担割合が3割)の方:

従来44,400円→変更後57,600円

2. 1、3以外の方:

従来12,000円→変更後14,000円

3. 低所得者(住民税非課税や被保険者と被扶養者の必要経費等控除後の合計所得が0円の場合):

従来と変わらず8,000円

<外来と入院を合算、被扶養者と合算等した場合の自己負担限度額>

1. 標準報酬月額28万円以上(高齢受給者証の負担割合が3割)の方:

従来と変わらず80,100円+(医療費-267,000円)×1%

2. 1、3以外の方:

44,400円→57,600円

3. 低所得者:

- (1)住民税非課税の場合:従来と変わらず 24,600 円
(2)被保険者と被扶養者の必要経費等控除後の合計所得が 0 円の場合:従来と変わらず 15,000 円

※70 歳未満の場合は従来と変わりありません。
※支給申請を行うことで医療費が還付されますので、上記自己負担限度額を超える医療費を支払った場合はご確認ください(健康保険組合によっては申請しなくても還付されます)。

入院等で医療費が高額になることが事前にわかる場合は「限度額適用認定証」を発行してもらうことにより、病院での支払が上記自己負担限度額までとなる制度もありますので、ご利用の際はご連絡ください。

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/home/g3/cat320/sb3190/sbb3193/290719>

(佐藤)

山口寛志著「雇用形態・就業形態別で示す就業規則整備のポイントと対応策」(新日本法規)2017 年 6 月発行

http://www.sn-hoki.co.jp/shop/product/book/detail_50979.html

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士山口事務所

執筆:望月孝次、佐藤貴之、岩瀬孝嗣

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷 3-15-4 渋谷 Monostep ビル 5 階

TEL:03-6427-1191 FAX:03-6427-1192

Homepage: <http://www.ys-office.co.jp>

Facebook: <http://www.facebook.com/ysoffice>
